

ハーグ条約実施法に基づく執行官の手数料について

【解放実施手数料】

手数料の種類		根拠規定	金額
完了手数料		手数料等規則26条の3第1項（新設）	2万5000円
不能手数料	・債務者及び子の存在下における拒絶等 ・返還実施者の指示違反等 （要綱(案)第2の6、）	手数料等規則26条の3第2項（新設）	7000円
	・債務者又は子が不在の場合 （要綱(案)第2の6）	手数料等規則26条の3第3項（新設）	2500円
中止手数料	【臨場前中止】 ・臨場前に任意の引渡しがなされた場合 ・返還実施者が都合により不出頭の場合等	手数料等規則31条（一部改正）	800円
	【臨場後中止】 ・一時的に債務者又は子が不在の場合 ・臨場時に債務者代理人が任意の引渡しを確約した場合等	手数料等規則31条（一部改正）	1500円

【加算手数料】

手数料の種類		根拠規定	金額
長時間の勤務	基本執務時間（1時間）の超過時間が1時間に達すること	手数料等規則32条	手数料の10分の3を加算
休日等の勤務	執務の全部又は一部が休日又は夜間	手数料等規則33条	手数料の2分の1を加算